

令和7年8月5日

大阪市 AI オンデマンド交通検討会議会長

乗降場所加除の取扱いについて

本市A I オンデマンド交通における乗降場所の加除については、令和4年度第1回大阪市地域公共交通会議で確認した内容を踏まえ、本会議において下記のとおり取り扱うこととする。

記

No	項目	取扱
1	乗降場所の上限数の考え方	各運行エリアにつき、 <u>1 km²あたり 40 か所を上限</u> とすること
2	AI オンデマンド交通検討会議委員等への報告・説明等	加除前：交通管理者との協議後、 <u>書面等にて各委員等に報告すること</u> 加除後： <u>書面等にて各委員等に報告すること</u> 利用者への周知：遺漏のない周知方法により実施すること
3	加除理由の明示	加除理由を具体的に明記すること 例) 地域要望内容…複数の要望があり運行効率が向上等 道路交通状況…交通の流れ等が乗降場所に適さない等
4	加除のタイミング	加除実施の間隔は2週間以上とすること

なお、既存バス停を乗降場所とする場合は、道路交通法第44条第2項の規定に基づく合意が必要であることから、別途書面による合意手続きを行うものとする。

【従前からの変更点】

- ・ 「乗降場所の上限数の考え方」について、北区・福島区に限定した規定であったが、これを全区域対象とする。
- ・ 「AI オンデマンド交通検討会議委員等への報告・説明等」について、加除後対応を「直近の地域公共交通会議で報告・説明（又は会議が開かれない場合は4か月ごとをめどとする）すること」としていたが、書面等による報告とする。

以上

【参考】大阪市A I オンデマンド交通検討会議運営規約（抜粋）

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮り定める。

【参考】道路交通法（抜粋）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

二 旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に係る者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。